

平成30年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

(よろず支援拠点チーフコーディネーター候補) 公募要領

平成30年度中はコーディネーターとしての採用となります。

平成30年度の活動状況を評価した結果、平成31年度にチーフコーディネーターとして採用しない場合があります。

平成30年12月

近畿経済産業局

平成30年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

(よろず支援拠点チーフコーディネーター候補) 公募要領

近畿経済産業局では、平成31年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点)の実施に向け、その中心的な役割を担う「チーフコーディネーター候補」を以下の要領で募集します。

I. 事業の目的

地域の支援機関(※)と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大や資金繰り等の経営課題に対して、ワンストップで対応する「よろず支援拠点(以下「拠点」という。)」を各都道府県に整備し、中小企業・小規模事業者の活性化を図ります。その際、国及び地方自治体の地域活性化を含む、各種支援施策についても通曉し、総合的な活用を図ります。

また、本事業を通じて、地域の支援機関の特徴等を把握し、支援機関・専門家等と連携体制を強化するとともに、支援機関に支援モデル・ノウハウ等を浸透させ、支援機関の能力向上を図ります。

※「支援機関」とは認定経営革新等支援機関(以下「認定支援機関」という。)、商工会議所・商工会、税理士、金融機関、地域プラットフォーム(以下「地域PF」という。)等を指す。

II - ①. チーフコーディネーター候補業務内容等

1. 業務内容、実施方法

チーフコーディネーター候補は、平成30年度はコーディネーターとして本事業を実施する機関(以下「実施機関」という。)と契約を結び、将来的にチーフコーディネーターとして業務を行うために必要な相談対応スキル向上のため、研修を受講し、中小企業・小規模事業者の相談対応を行うこととします。

なお、採用時点でチーフコーディネーターとしてのスキルが身に付いており、研修を受ける必要がないと判断された場合は、研修を受講しないことも可能とします。

平成30年度の活動状況を評価した結果、平成31年度にチーフコーディネーターとして採用しない場合があります。

※現在よろず支援拠点のチーフコーディネーターとして勤務している方の応募も可能です。現職のチーフコーディネーターが平成31年度のチーフコーディネーター候補として採用された場合、平成30年度は現職のチーフコーディネーター業務継続を優先することとします。

2. 契約条件等

【報酬】日額25,000円(税抜き)

よろず支援拠点のチーフコーディネーター候補として研修等に参加する際に支給。

【勤務日数等】原則研修等に必要の日数とし、詳細は実施機関との協議により決定する。

※採用～平成31年3月の間、10日～20日程度の研修等を想定。

【契約期間】契約締結日から平成31年3月31日まで

3. 平成30年度評価方法

チーフコーディネーター候補が平成31年度チーフコーディネーターとして相応しいかについては、近畿経済産業局が関係機関と協議を行った上で評価します。

Ⅱ - ②. 平成31年度チーフコーディネーターとして採用された場合の業務内容等

1. 事業実施地域及び支援対象者

事業実施地域は、原則として実施機関が所在する都道府県内とします。

また、支援対象者は、原則として、実施機関が所在する都道府県において事業を行う中小企業・小規模事業者等とします。

2. 業務の内容、実施方法

チーフコーディネーターは、中小企業・小規模事業者対策の重要性等も踏まえつつ、本事業の趣旨に即した取組や体制構築に努めつつ、下記(1)～(6)の業務を行うこととします。

その際に、実施機関及びチーフコーディネーターを補佐するコーディネーターと相互に協力・連携しながら業務を行うこととします。

なお、業務の実施に当たっては、専門的知見や能力等を最大限生かしながら取り組むとともに、実施機関(役員クラスを含む)とコーディネーターとの対話の機会を定期的に設け、情報や問題認識の共有に真摯に取り組むことで関係の深化を図ることとします。

また、必要に応じ、よろず支援拠点全国本部(※)(以下「全国本部」という。)の支援メニューや、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業における1企業3回までの専門家派遣を活用しながら業務を行います。

(※) 拠点の能力向上、活動支援、評価、連携強化等を図り、効果的に事業を実施するために設置する組織。

(1) 経営革新支援

他の支援機関では十分に解決できない売上拡大等の経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施します。

(具体的支援のイメージ例)

- ①相談事業者の強みを分析し、新商品のアイデアやパッケージの新デザインの提案など新たな顧客獲得等に係るアドバイスを行う。
- ②極力お金をかけないPR方法の提案や販路拡大支援等を行う。

(2) 経営改善支援

他の支援機関では十分に解決できない資金繰り改善や事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施します。

(具体的支援のイメージ例)

- ①経営改善計画の策定の際のアドバイス。

②複雑な再生・経営改善案件に対する複数の専門家で編成した支援チームによる支援。

(3) ワンストップサービス

相談内容に応じて、適切な支援機関・専門家等につながります。また、国や自治体の支援策を熟知した上で、活用を促すとともに支援施策の担当者につながります。

さらに、つないだ支援機関・専門家・支援施策の担当者等を通じフォローアップを実施します。

(4) 支援機関等連携強化等

支援機関、自治体、他のよろず支援拠点、大学、企業及び公設試験研究機関等との定期的な会議やセミナーの開催等を通じて連携を強化するとともに、支援機関の特徴等の把握を行います。

この取組の一環として、「地域支援機関連携フォーラム」(※)を年1回以上開催します。開催に当たっては、地域内の連携の輪を拡大するべく多くの支援機関を募るとともに、プレスリリースの実施等を通じて積極的な広報を実施します。これらを通じて相互の案件紹介や出張相談会の開催やサテライト拠点の開設等を行うとともに、支援機関等間の連携も促進します。

(※) 地域内の支援機関や金融機関、自治体等が参加する会合を実施機関及び拠点が開催（他機関が主催する同様の会合を活用する場合を含む。）し、各機関の活動計画や優良な取組事例の紹介等を行う。

(5) 拠点の広報等

本事業の役割や取組状況、実績について、メディアへの積極的な情報提供やSNS、プレスリリース等を使った情報発信等を通じて露出度を高めることで、中小企業・小規模事業者及び支援機関等に対する広報を行います。

また、全国本部が作成する事例集等を活用しながら、拠点のPRや成果報告を目的としたセミナーを開催します。

(6) その他業務

近畿経済産業局が支援能力の向上及び中小企業・小規模事業者支援等に必要と認める業務を実施します。

3. 契約条件等

【報酬】原則、日額50,000円（税抜き）

※業務への従事が半日（4時間以上）の場合は、日額の半額。

※実施機関と近畿経済産業局との協議の上で50,000円を下回る場合もあります。

【勤務日数等】週3日以上。

※実施機関と近畿経済産業局との協議の上で、年240日を下回る場合もあります。

【契約期間】契約締結日から平成32年3月31日まで

※事業を円滑に実施するため必要があると実施機関が判断した場合には、実施機関と近畿経済産業局との協議の上、当該契約期間を下回ることがあります。

Ⅲ. 2. ⑤に掲げる採択の取消事由のいずれかに該当すると認める場合には、実施機関は関連法令を遵守の上、当該契約等を解除することができ、かつ、Ⅲ. 2. ⑤に基づき採択が取り消される場合があります。

4. 事業目標・事業計画の設定

拠点は全国本部の指示を踏まえながら、全国本部が評価等のために活用する事業目標・事業計画について、実施機関とチーフコーディネーターの協議後、近畿経済産業局の了承を得た上で、速やかに設定することとします。

5. 業務内容の報告・支援事例の提出等

拠点は、相談対応状況、支援実績、フォローアップ状況等について、全国的な集計・分析、ノウハウの共有、評価等のために、全国本部が構築する支援実績管理システム（※）を用いて、必ず全国本部に対して毎月支援実績等を報告することとします。

併せて、原則として、本システムを用いて相談カルテを管理することとします。また、支援を行った案件（ワンストップでつないだ認定支援機関や地域PFによる支援案件を含む）のうち、先進的な支援ノウハウとして支援機関や他の拠点等に移転できると考えられる支援事例等を定期的に全国本部に報告していただきます。

なお、報告の内容、様式、時期等の詳細は、全国本部の指示に従うものとします。

（※）拠点内での情報共有等を円滑化し、支援活動をより効率的に行えるようにするとともに、支援実績の迅速かつ正確な集計を可能とすることを目的としたクラウド上のシステム。

6. 評価

拠点の評価については、全国本部が外部の有識者等で構成される評価委員会を設置し、近畿経済産業局と連携し、相談実績等も参考にしつつ、取組内容や実施機関との連携状況、事業目標・事業計画の達成度、評価委員によるチーフコーディネーターの行動評価（※1）や満足度調査（※2）の結果等を総合的に勘案して行うこととします。

（※1）よろず支援拠点全体としての支援の質及び認知度の更なる向上を図るべく、全国本部にてチーフコーディネーターの行動指針を策定しています。チーフコーディネーターは、専門性の高い経営アドバイスや課題解決のための総合調整を行うために、この行動指針に基づき「日頃からの自己研鑽」「本質的な課題の把握」「効果的な課題解決提案」「丁寧なフォローアップ」「多様な相談に対応するためのチームの構築」に取り組みます。その取り組んだ結果をもって評価を行います。

（※2）全国本部が実施する満足度調査については、原則、拠点から支援を受けた全ての中小企業・小規模事業者等を対象とします（全国本部がやむを得ないと認めた場合を除く）。そのため、支援を行った中小企業・小規模事業者等に対して全国本部から調査票が送付できるように、個人情報等の取扱い等に関して支障が生じないように対処するとともに、全国本部に対しては、拠点から支援を受けた全ての中小企業・小規模事業者等の情報を提供することとします。

Ⅲ. 応募資格及び応募に当たっての注意事項

1. 応募資格

(1) 次の能力を兼ね備えていること

- ①自らスキル向上や知識創造に取り組むことができること。
- ②相談者と適切なコミュニケーションをとり、本質的な課題の把握ができること。
- ③専門性の高い経営アドバイスや課題解決策を提案できること。
- ④課題解決策の提案後の相談者の丁寧なフォローアップができること。
- ⑤多様な相談に対応するためのチームを構築できること。

(2) 次の要件を満たすこと

- ①平成31年度のチーフコーディネーターとして採用された場合、週3日以上本事業に従事できること。
- ②実施機関の規程等を踏まえつつ、専門的知見や能力等を最大限生かしながらよろず支援拠点に求められる役割を実現させるための取組を行うこと。
- ③よろず支援拠点の取組を他の支援機関と共有し、また、より多くの事業者と共有するための取組を行うこと。
- ④近畿経済産業局、全国本部の指示に対応できること。

2. 応募に当たっての注意事項

- ①平成30年度にチーフコーディネーター候補として研修等の活動後、平成31年度にチーフコーディネーターとして採用された場合、プロフィールや支援実績等の情報をホームページ等で公表する予定です。
- ②応募申請書等の作成等に係る契約前の費用は、自己負担となります。
- ③本事業による支援によって得られた全ての成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者等に帰属します。
- ④チーフコーディネーター候補(平成31年度チーフコーディネーターとして採用された場合はチーフコーディネーター)は、本事業により知り得た支援を受けた中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはなりません。本事業の終了後も同様とします。
- ⑤チーフコーディネーター候補が次に掲げる項目のいずれかに該当するときは、採択を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由等を公表する場合があります(六に該当することにより取り消した場合を除く。)
 - 一 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - 二 応募申請内容に虚偽があることが判明した場合
 - 三 国、実施機関又は全国本部に虚偽の報告をしたことが判明した場合
 - 四 法令等に違反する行為を行ったと認められる場合
 - 五 社会的信用を失墜する行為を行った場合
 - 六 心身に著しい障害があるため、チーフコーディネーター候補としての業務に耐えられないと認められる場合
 - 七 その他、本事業のチーフコーディネーター候補として不適格と認める場合

IV. チーフコーディネーター候補の選定

1. 選定プロセス等

近畿経済産業局において、チーフコーディネーター候補の選定に係る審査を行う審査委員会を設置し、提出されたチーフコーディネーター候補応募申請書及び添付資料について、IV. 2. の選定基準に基づき書面審査を行い、得点の高い応募者の数名程度を面接により評価した上で、チーフコーディネーター候補を決定します。

2. 選定基準

チーフコーディネーター候補の選定は、応募に必要な能力・要件を満たしているか、チーフコーディネーター候補として相応しいかという基準で判断します。

3. 採用者数

京都府において、1名とします。

ただし、今回の公募及び審査において、適当と思われる採用候補者がいない場合は採用を行わず、再度応募者を募集し、審査の上、採用候補者を決定します。

V. 応募要領

1. 募集期間等スケジュール

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| ①募集開始 | 平成30年12月10日(月) |
| ②募集締切 | 平成31年1月4日(金)(12時必着) |
| ③二次審査(面接審査) | 平成31年2月1日(金) |
| | ※詳細は、一次審査(書面審査)を通過した方へのみご案内します。 |
| ④審査結果の連絡 | 平成31年2月中 |
| ⑤事業開始予定 | 平成31年2月～ |

2. 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに近畿経済産業局(「VII. 問い合わせ先」参照)へ郵送又は持参してください。併せて、下記①～②の書類を保存した電子媒体(CD-ROM等1枚)を提出してください。

また、宛先面に「平成30年度京都府よろず支援拠点チーフコーディネーター候補募集に係る応募申請書在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4片面印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所止めてください。提出された書類に不備がある場合は、受理しません。

(提出書類と提出部数)

- ①平成30年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点チーフコーディネーター候補)に係る応募申請書(様式1)・・・4部(正本1部+写し3部)
- ②暴力団排除に関する誓約書(様式2)・・・1部

3. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知します。

採択、不採択の理由についての問い合わせについては、回答しかねるためご了承ください。

VI. その他

- (1) 提出された応募申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮します。
なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となります。
- (2) 採択の正否を問わず、応募申請書の作成費用は支給しません。

VII. 問い合わせ先

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44
経済産業省 近畿経済産業局 産業部 中小企業課
担当：中村、北垣
TEL：06-6966-6023
FAX：06-6966-6083